

通学区域の学校以外の学校を希望される方

通学区域以外の学校を希望される方は、区内の学校および小中一貫校より希望校を選び、学校選択制希望調査票の【第1希望校学校名】【第2希望校学校名】に記入してください。

小中一貫校を希望される方は必ず、【第1希望校学校名】の欄に小中一貫校学校名を記入してください。

第2希望まで選択が可能です。第1希望のみの方は【第2希望校学校名】の記入は必要ありません。

第2希望で当選となった場合は、第2希望校に就学していただきます。

優先事項

優先事項については以下の通りです。 ※小中一貫校では優先の取扱はありません。

優先事項	該当内容
通学区域の学校	通学区域の学校（居住する区域により定められた学校）を希望する場合は 必ず就学 できます。
きょうだい関係	学校選択制により入学した兄や姉が在学する学校で、その弟や妹が同じ学校への就学を希望する場合は 優先 があります。
進学中学校	小学校入学時に学校選択制により進学中学校の異なる通学区域外の小学校を選択し卒業した場合で、就学した小学校の進学中学校への就学を希望する場合は 優先 があります。

・「きょうだい関係」「進学中学校」について、選択希望者が多く、各学校の受入れ可能人数を超える場合は、優先して公開抽選を行い入学者を決定します。

・また、学校施設の収容状況により、通学区域外から受入れができない場合もあります。

各学校の抽選の有無・抽選の結果等については、通学区域校以外の学校を選択された保護者の方へ随時通知を送付するとともに、ホームページで公表いたしますので、個々のお問い合わせにはお答えできません。

補欠について

入学者を決定する抽選を行ったのち、補欠者の順番を決定する抽選を行います。

第1希望校で当選とならなかった場合、第1希望校の補欠登録を行います。(第2希望校で当選とならなかった場合も第1希望校の補欠登録となります。第2希望校の補欠登録はありません。)

小中一貫校を希望されている方は、第1希望に小中一貫校をお書きいただきますが、第1希望(小中一貫校)・第2希望(此花区内での選択校)ともに当選とならなかった場合、小中一貫校の補欠に登録され、第2希望校の補欠には登録されません。

補欠の方については、希望校の受け入れが可能になった時点で随時通知を行います。通知は小学校については概ね1月下旬から2月10日ごろ、中学校については概ね1月下旬から2月20日ごろを予定しています。

住所・氏名等に異動があった場合

児童・生徒氏名、生年月日、保護者氏名、住所等に変更があった場合、選択可能校に変更がなくても、希望調査票が差し替えになります。**希望調査票提出前に、住所変更等の手続きをされる場合は**、配付している希望調査票を必ずご持参下さい。(転居の時期によっては、学校選択の希望をお受けできない場合があります。P8 質問6 参照)

学校選択制で選択し、就学決定された学校が指定校となります。指定校決定後に**住所変更された場合**、指定校変更等により引き続き就学していただける場合があります。指定校変更の要件に該当しない場合は、引っ越し後の居住地の通学区域の指定校に就学していただきます。

学校選択制に関する主な質問

質問1 学校選択制で希望した学校へは必ず入学できますか？

回答1 いいえ、学校ごとに受け入れ可能人数が定められており、希望者が多数の場合は**抽選**となります。(通学区域内に居住する児童生徒だけで教室が不足する学校については、受け入れできない場合もあります。)ただし、**通学区域の学校を希望する場合は必ず就学**できます。

質問2 希望校の変更はできますか？

回答2 はい。10月31日(木)までに学校選択制希望調査票を提出いただいた後、希望調査結果をお知らせします。その後、令和元年11月11日(月)～11月15日(金)の期間内に一度だけ区役所窓口にて希望校の変更を受付いたします。電話・メールなどでの受付はできません。**変更受付期間終了後は、希望校の変更を受付することができません。**

質問3 就学する学校は、どのようにして決定するのですか？

回答3 提出いただいた学校選択制希望調査票を集計した結果、選択した学校が受け入れ可能人数内の場合は希望された学校へ就学できます。

希望された学校が受入可能人数を超えた場合、抽選で入学者を決定します。

抽選では、第1希望の方で受入可能人数を超えている学校から入学者を決定する抽選を行います。第1希望校の抽選で当選とならなかった方は、第2希望校となりますが、第2希望校でも受入可能人数を超えている場合は抽選となります。(学校選択制希望調査集計の結果、第1希望のみで受け入れ枠を超えている学校では第2希望の抽選は行いません。)

※補欠についてはP7参照

希望校に当選されなかった場合(補欠者の繰上げは除く)は、居住地の通学区域の学校へ就学していただきます。

質問4 希望調査の結果(どこの学校へ就学するのか?)はどのようにして知ることができますか？

回答4 令和元年12月下旬以降に区役所よりお送りする就学通知書にて確認いただけます。

通学区域外の学校を選択された方には、12月初旬、区役所から結果通知書または、抽選通知書を送付いたします。結果通知書が届いた方については、抽選はなく、希望された学校に就学していただきます。**(結果通知書は就学通知書ではありません。)**

なお、令和元年12月6日(金)に実施予定の**公開抽選の結果**は、12月下旬以降、区役所より送付します**就学通知書にてお知らせ**するとともに、ホームページで公表します。

質問5 私立・国立等の学校の受験を考えていますが、学校選択制希望調査票を提出する必要がありますか？

回答5 はい。**学校選択制希望調査票は、全員提出していただきます。**

(学校選択制希望調査票の下欄にチェック項目があります。)

私立・国立等の学校を希望されている場合でも、結果によって、本市の学校選択制を利用する際には、希望調査票の学校選択制希望欄に希望する学校名を記載する必要があります。なお、記載がない場合につきましては、通学区域の学校が希望選択校として指定されることとなりますのでご注意ください。

私立・国立等の学校へ就学される方は、指定学校外の申請が必要となりますので、令和元年12月下旬以降区役所から送付いたします就学通知書と、就学される学校(私立・国立等)が発行する入学許可書と印鑑を区役所へお持ちいただき、別途、手続きをして下さい。

質問6 此花区内で住所を変更(転居)した場合はどうなりますか？

回答6 令和元年10月31日(木)までに住所変更の届出をされた方は、新しいご住所等の記載された学校選択制希望調査票をお渡しいたしますので、その調査票で10月31日(木)の締切までに希望調査票を提出してください。**令和元年11月1日(金)から11月15日(金)の間に住所変更の届出をされた方は**、新しいご住所等の記載された学校選択制希望調査票をお渡しいたしますので、その調査票で11月11日(月)～11月15日(金)の期間内に区役所窓口にて希望調査票を提出してください。ただし、**調査票提出後の変更希望は受付できません。****令和元年11月18日(月)以降に住所変更の届出をされた方は**、**希望調査票の再提出ができません。**既に提出している希望調査票の内容を引き継ぐか、通学区域校を希望していただくかのどちらかとなります。